

## 社会福祉法人長秀会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長秀会定款第八条及び第二十一条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員等への報酬は、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

### (理事及び評議員の報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき並びに理事及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支給する。

- 2 交通費は、職員の旅費規定に準じて支払う。10円未満は切り上げとする。
- 3 公共交通機関を使用した場合は、その際実費相当額を支払う。

### (理事長の報酬)

第4条 前条に掲げるもののほか、理事長が業務に当たったときは、別表1に基づき報酬を支給する。

- 2 理事長の1回当たりの業務は、概ね半日程度の業務量を想定する。
- 3 交通費及び公共交通機関の使用については、前条第2項及び第3項の規定に準じる。

### (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支給する。

- 2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外に、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に基づきそれぞれの報酬を支給する。
- 3 交通費及び公共交通機関の使用については、前条第2項及び第3項の規定に準じる。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1に基づき報酬を支給する。

2 交通費及び公共交通機関の使用については、前条第2項及び第3項の規定に準じる。

(報酬の支払方法)

第7条 報酬の支払は、振込にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(改廃)

第8条 本規程は評議員会の議決を経て、改廃することができる。

別表1

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000 円
評議員会出席報酬	5,000 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000 円
理事長業務報酬	5,000 円 (1 回当たり。但し、月間の上限額を 100,000 円とする。)

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

別表2

名 称	報 酬
監事監査出席報酬	5,000 円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする。

附則

(施行期日)

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 3 年 11 月 23 日 改訂
3. 令和 6 年 6 月 21 日 改訂